

音楽の魔法を伝える  
グランメールグループ



# グッドチャイルド保育園

## ご入園のしおり 重要事項説明書



# \* も く じ \*

|        |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------|-----|-----------------------|-----|----------------------------|-----|--------|-----|------------|-----|---------------|
| P3     | 1. 事業者<br>2. 事業の目的<br>3. 運営方針                                                                                     | (6) 体温と対応<br>(7) 予防接種<br>(8) 健康診断<br>(9) 非常災害時の対策                                                                                                                                                                                                                                                    |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| P4     | 4. 提供する教育・保育の内容<br>(1) 保育理念・保育方針<br>(2) 8つの保育目標                                                                   | (10) 虐待の対応<br>(11) 賠償責任保険の加入<br>(12) 個人情報                                                                                                                                                                                                                                                            |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| P5～P6  | 5. 園の概要等<br>(1) 園の概要<br>(2) 施設の概要・位置                                                                              | P21～2310. 料金<br>(1) 保育料<br>(2) 食事及びおやつ代<br>(3) 実費徴収<br>(4) 支払い方法<br>(5) オムツのサブスク「おむつん」                                                                                                                                                                                                               |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| P7     | 6. 入園手続き                                                                                                          | P2311. 園生活の写真販売                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| P8～9   | 7. 入園時の登録・提出物について                                                                                                 | P2412. 持ち物                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| P9～14  | 8. 園生活<br>(1) 開園日・開園時間<br>(2) 一日の流れ<br>(3) 園と家庭の連絡<br>(4) 給食及びおやつ<br>(5) 変更があった場合<br>(6) 利用の終了・退園・休園<br>(7) 慣らし保育 | P2513. 服装<br>P2614. 苦情申出窓口<br>P2615. SIDS（乳幼児突然死症候群）<br>P27『保護者の皆様へご協力をお願い』ポスター                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| P15～20 | 9. 健康と安全<br>(1) 園での病気や怪我の対応<br>(2) 持病に関して<br>(3) 感染症<br>(4) 与薬について<br>(5) 嘔吐・下痢                                   | <table><tr><td>様式1</td><td>登園届（保護者記入用）</td></tr><tr><td>様式2</td><td>登園届（インフルエンザ用）（保護者記入用）</td></tr><tr><td>様式3</td><td>登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入用）</td></tr><tr><td>様式4</td><td>医師の意見書</td></tr><tr><td>様式5</td><td>感染症と登園に関して</td></tr><tr><td>様式6</td><td>与薬依頼票（保護者記載用）</td></tr></table><br>P28～33 | 様式1 | 登園届（保護者記入用） | 様式2 | 登園届（インフルエンザ用）（保護者記入用） | 様式3 | 登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入用） | 様式4 | 医師の意見書 | 様式5 | 感染症と登園に関して | 様式6 | 与薬依頼票（保護者記載用） |
| 様式1    | 登園届（保護者記入用）                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| 様式2    | 登園届（インフルエンザ用）（保護者記入用）                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| 様式3    | 登園届（新型コロナウイルス感染症用）（保護者記入用）                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| 様式4    | 医師の意見書                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| 様式5    | 感染症と登園に関して                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |
| 様式6    | 与薬依頼票（保護者記載用）                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |             |     |                       |     |                            |     |        |     |            |     |               |



株式会社キッズコーポレーションにおいて提供されているコンテンツに関して、編集著作権を含む一切の権利は管理者「株式会社キッズコーポレーション」が保有いたします。コンテンツの利用につき管理者の許諾を得ずに、あらゆる画像や文章などの情報を無断転載することは著作権侵害にあたる行為のため禁止します。  
© Kids Corporation Inc. All rights reserved.

## 1. 事業者

### <設置事業者>

事業者の名称 : 社会福祉法人 正恵会  
代表者氏名 : 理事長 岩崎 翔太郎  
法人の所在地 : 〒320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町 1768  
法人の電話番号 : 028-665-0520

### <運営事業者>

事業者の名称 : 株式会社キッズコーポレーション  
代表者氏名 : 代表取締役 釜野 晋史  
法人の所在地 : 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル 10 階  
法人の電話番号 : 028-638-7010  
事業内容 : 保育所・保育施設の開設・運営、保育施設受託運営 他

## 2. 事業の目的

グッドチャイルド保育園（以下、「当園」といいます。）では、「KIDS FIRST～何より子どもが最優先～」として、きめ細やかな教育・保育を行い、「子」は「個」を大切にした子ども主体の保育を行っています。

お子さまの無限の可能性を信じ、21世紀に羽ばたく子どもたちの人間的基礎を育むことを理念として、4つの柱（個の尊重・心の育成・知の育成・生きる力の育成）を掲げ、乳幼児の心の調和的な発達を図るために8つの教育目標（主体性・自立性・自律性・創造性・想像力・社会性・好奇心・自己肯定感）の下、保育を必要とする子どもに教育並びに保育を一体的に行い、これらの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

## 3. 運営方針

1. 当園は、教育・保育の提供にあたって、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、落ち着いた環境の中で、安心・安定した情緒と健やかで豊かな心と体が育つよう、教育と保育を一体的に行うものとします。
3. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
4. 当園は、企業主導型保育事業要綱、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

## 4. 提供する教育・保育の内容

当園は「KIDS FIRST～何より子どもが最優先～」という保育理念のもと、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、環境を通して自己肯定感を育む等以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### （１） 発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0 歳児から就学前までの一貫した、園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

### （２） 様々な年齢の園児の発達の特性に応じた教育・保育の提供

健康、安全や発達の確保を図り、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促し経験が得られるようにします。

## （１） 保育理念・保育方針（キッズコーポレーションの保育の基盤）

**KIDS FIRST** 何より子どもが最優先  
**「子」は「個」** 個性や発達を大切にする  
**ALL FOR KIDS** すべては子どもたちのために

**1 個の尊重**  
一人ひとりを大切にする

**2 心の育成**  
愛・思いやりを育てる

**3 知の育成**  
考える力を育てる

**4 生きる力（人間力の育成）**  
心身ともに優れた人を育てる

## （２） 8 つの保育目標（子どもの内面の成長）

- 主体性 … 自ら考えて行動する子ども
- 自立性 … 自らの力で物事を進めることができる子ども
- 自律性 … 自らを律することができる子ども
- 創造性 … 創意工夫ができる子ども
- 想像力 … 感性豊かな子ども
- 社会性 … 思いやりのある子ども
- 好奇心 … さまざまな事象に興味関心を持つ子ども
- 自己肯定感 … 自分を信じ愛することができる子ども



## 5. 園の概要等

### (1) 園の概要

|                     |                                                                                                                                                          |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                 | グッドチャイルド保育園                                                                                                                                              |
| 事業の種類               | 企業主導型保育事業・一時預かり事業（余裕活用型）・体調不良児対応型                                                                                                                        |
| 所 在 地               | 〒320-0074 栃木県宇都宮市細谷町 490-1                                                                                                                               |
| 開設年月日               | 2019年3月1日                                                                                                                                                |
| 電話・FAX番号            | TEL：028-688-0614 FAX：028-688-0613                                                                                                                        |
| HPアドレス              | good-c@seikeikai.jp                                                                                                                                      |
| 園長氏名                | 金子 くるみ                                                                                                                                                   |
| 職員の人数               | 企業主導型の配置基準人数による<br>※職員数は在籍園児数により増減します。                                                                                                                   |
| 利用定員（12名）<br>（年度配置） | 0歳児：2名 1～2歳児：7名 3歳児以上：3名<br>従業員枠【自社枠：4名、共同利用枠：2名】<br>地域枠：6名<br>体調不良児対応型 定員1名<br><br>※定員構成・お預かりする年齢は、変更する場合があります。                                         |
| 対象児童                | 5歳児（6歳の誕生日を過ぎた3月31日まで）<br><br>【従業員枠】<br>・保護者が社会福祉法人正恵会に勤務していること<br>・保護者のいずれもが就労要件を満たしていること<br>・連携企業であること<br><br>【地域枠】<br>・就労証明または「2号認定」または「3号認定」を受けていること |
| 入園日                 | ご相談の上、入園日を決定します。                                                                                                                                         |
| 自己評価の概要             | 職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施、その他定期的な本社職員巡回によりサービス内容の向上に努めています。                                                                                                 |
| 職員の研修実施状況           | 協会が実施する安全研修、行政が実施する保育従事者研修等に参加する。                                                                                                                        |
| 嘱託医                 | 病院名：豊郷台クリニック（医師：院長 長尾 月夫）<br>住所：〒320-0003 栃木県宇都宮市豊郷台2-21-3<br>電話：028-643-8998<br>内 容：緊急時対応 / 定期健診年2回 等                                                   |
| 嘱託歯科医               | 病院名：長歯科医院（医師：院長 長 正英）<br>住所：〒320-0014 栃木県宇都宮市大曾1-8-9<br>電話：028-624-3060<br>内 容：緊急時対応 / 定期検診年1回 等                                                         |
| 第三者評価               | 検討中                                                                                                                                                      |

#### ●支給認定2号認定・3号認定とは

認可保育所等を利用する際に、『保育が必要である事』を認定した事を証明する書類です。  
お住まいの市区町村で申請・発行します。（1号認定から3号認定までの3つの区分があります）  
※1号認定（教育標準時間認定）は「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども」であり、学校教育を担う幼稚園や認定こども園が該当します。

- ・2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども
- ・3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする子ども



## (2) 施設の概要・位置

|       |                                         |     |                      |
|-------|-----------------------------------------|-----|----------------------|
| 構 造   | 鉄骨構造 2階建て                               |     |                      |
| 2 階   | 保育室1                                    | 1 室 | 23.34 m <sup>2</sup> |
|       | 保育室2                                    | 1 室 | 15.86 m <sup>2</sup> |
|       | 事務室兼体調不良児室                              | 1 室 | 15.34 m <sup>2</sup> |
| 設備の種類 | 冷暖房、カメラ付きインターフォン、自動火災報知設備他              |     |                      |
| 園 庭   | なし こぶし公園（代替公園）おおよそ 4,417 m <sup>2</sup> |     |                      |

### 〔保育園平面図〕

# グッドチャイルド保育園 平面図



## 6. 入園手続き

入園手続きは以下の手順で行います。

### 1. 設置事業者から入園書類一式をお受け取りください。

『入園面談チェックリスト』『入園書類一式（アレルギー申告書・個人情報同意書等）』  
『かけはしポータル利用登録のご案内』の書類を受け取り、必要事項をご記入ください。



### 2. 保育園にて児童・保護者面談を行います。（必ずお子様とお越しください。）

面談日が決まりましたら、保育園からご連絡致しますので、次のページに記載の「かけはしポータル利用登録・入力」また「提出書類のご準備」をいただき、面談時にご持参ください。ご兄弟、姉妹で入園される際には、それぞれ入園申込書類一式をご提出ください。

面談では、慣らし保育の日程を決めたりこれまでのお子様の保育状況や発達状況などについてお伺いいたします。

ご不明な点、ご不安な点、園への要望等も承ります。



### 3. 慣らし保育

保育園がお子様にとって安心できる場所となるよう慣らし保育を行います。

保育園の行事等で、日程の調整をさせていただく場合があります。

勤務開始のご都合で、慣らし保育の調整が必要な場合は保育士までご相談ください。



## 7. 入園時の登録・提出物について

- ・ご準備の際は、入園面談チェックリストを確認しながら、ご準備ください。
- ・入園面談チェックリストに記載の「かけはしポータル利用登録」「提出書類」のご準備をいただき、お子さまと一緒に面談へお越しください。

### ◆【園児】月極保育・一時保育をご利用の場合

#### 【登録・入力いただくもの】

##### ① かけはしポータル利用登録

別紙「かけはしポータル利用登録のご案内」に掲載の二次元バーコードから登録の上、お子さまの情報をご入力下さい。

##### ② 予防接種歴入力（全員対象）

※①にて、かけはしポータルの登録完了後、予防接種歴(けんこうてちょう)の入力をお願いいたします。

##### ③ 食材チェック表（0～1 歳児対象）

※①にて、かけはしポータルの登録完了後、食材チェック表の入力をお願いいたします。

※0～1 歳児対象：18 か月頃までの使用を想定しておりますが、18 か月を過ぎたお子さまも必要に応じてご入力下さい。

#### 【ご提出いただくもの】

##### ④入園時健康診断書

※入園前に健康診断を受けご提出ください。母子手帳(乳幼児健診を受けられたページ)のコピーでも可能です。  
入園日より、3ヶ月以内に受けたものをご提出ください。

##### ⑤食物アレルギーに関する申告書

※食物アレルギーの有無にかかわらず、ご提出ください。

##### ⑥個人情報取得同意書

※写真掲載等の使用に対しての同意書になります。

※2 通に、署名・捺印のうえ、1 通をご提出ください。（1 通は保護者様、1 通は保育園で保有）

##### ⑦就労証明または支給認定

※詳細は別紙「就労証明または支給認定（保育認定）について」をご覧ください。

※一時保育は、「月極保育児」のお預かりを優先的に考え、定員の枠が空いている場合、保育対応を行います。「月極保育」でお預けしていない方も「一時保育」をご利用いただけます。「一時保育」はご家庭の諸事情により、お子さまを見られる方が不在になる等、単発でお預かりするシステムです。月極保育児を優先的にお預かりする旨、ご了承ください。

#### 【入園面談時にその場で記入・ご提出いただくもの】

##### ⑧サービス利用者に対する契約書及び重要事項の説明に関する同意書

※面談時に園よりお渡しいたします。保護者様がその場でご記入ください。

※2 通に、署名・捺印のうえ、1 通をご提出ください。（1 通は保護者様、1 通は保育園で保有）

注意）別途、月極保育をご利用の方は、「利用報告書」（事業実施者配布）に必要事項をご記入のうえ、当施設へご提出ください。  
利用中に転居し、居住する市区町村が変わった場合には、その都度、転居日に属する月内に転居先の市区町村へ「利用報告書」をご提出ください。退園（転園）する場合は、「利用終了報告書」（事業実施者配布）に必要事項をご記入のうえ、当施設へご提出ください。  
「一時保育」のみ利用の場合は、「利用報告書」の提出は不要です。小学校入学に伴って利用を終了（退園）する場合は、「利用終了報告書」の提出は不要です。

### ◆上記の保育資料一式の他、必要に応じて提出するもの

#### ●アレルギーをお持ちのお子さまの場合

- ・保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）  
（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支喘息）



- ・ 保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（医師記入）  
（アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎）
- ・ 医師の診断書  
※医師に上記、生活管理指導表を記入してもらえなかった場合提出をお願いします。  
※診断書でも代用可能ですが、保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表と同等の内容を記入していただく必要があることを、主治医にお伝え下さい。

【地域枠のお子さまの場合にご提出いただくもの】

- ・ 健康保険証 ※入園面談日に左記の原本をご持参ください。
- ・ こども医療費助成受給資格者証 ※お持ちの方は、入園面談日に原本をご持参ください。

## 8. 園生活

### （１） 開園日・開園時間

|                  |                                                   |
|------------------|---------------------------------------------------|
| 開園日              | 通常保育：月曜日～日曜日<br>一時預かり：月曜日～日曜日<br>体調不良児対応型：月曜日～金曜日 |
| 休園日              | なし                                                |
| 保育基本時間           | 7:30～18:30                                        |
| 一時預かり（余裕活用型）基本時間 | 7:30～18:30                                        |
| 延長保育時間           | 18:30～20:30                                       |
| 体調不良児対応型時間       | 8:30～17:30                                        |

※勤務変更等により登園日を変更する場合は、早めのご連絡をお願いいたします。当日または前日等の急な変更の場合は、園の預かり定員・職員配置の都合上などにより、お預かりが困難なことがありますので、ご理解をお願いいたします。



## (2) 一日の流れ

| 0歳児          | 時間帯   | 1歳児～未就学児        |
|--------------|-------|-----------------|
| ○開 園         | 7:30  | ○開 園            |
| ○自発的な活動      |       | ○自発的な活動         |
| ○オムツ交換       |       | ○オムツ交換・排泄       |
| ○おやつ         | 9:30  | ○おやつ            |
| ○自発的な活動      |       | ○自発的な活動         |
| ○オムツ交換       |       |                 |
|              | 11:00 | ○オムツ交換・排泄       |
| ○昼食準備        |       | ○昼食準備           |
| ○昼 食         | 11:30 | ○昼 食            |
| ○午睡準備（オムツ交換） |       | ○はみがき(3歳頃～)     |
| ○午 睡         | 12:45 | ○午睡準備（オムツ交換・排泄） |
|              | 13:00 | ○午 睡            |
| ○オムツ交換       |       | ○オムツ交換・排泄       |
| ○おやつ         | 15:00 | ○おやつ            |
| ○自発的な活動      |       | ○自発的な活動         |
| ○オムツ交換       |       | ○オムツ交換・排泄       |
| ○延長保育<br>補食  | 18:30 | ○延長保育<br>補食     |
| ○閉 園         | 20:30 | ○閉 園            |

※上記はあくまでも予定です。年齢や季節などにより、生活時間は異なります。

### ☆自発的な活動

(室内) お絵かき・粘土・ブロック・パズル・おままごと・お遊戯・ごっこあそび・絵本・紙芝居・制作など  
(室外) 砂場・ブランコ・滑り台・かけっこ・なわとび・伝承遊び全般、お散歩など

★月に1回リトミック講師を招いてリズム遊びを行います。

★月に1回英語教室を行います。海外のネイティブの方とWebでつないで英語に触れる機会を作ります。

## (例)【年間行事予定】

春

4・5・6月

- 入園・進級お祝い会
- こどもの日

夏

7・8・9月

- 七夕会
- 水遊び
- 夕涼み会
- ミニ運動会
- 敬老の日

秋

10・11・12月

- ピクニック
- ハロウィン
- 保護者会・保育参観・保護者面談
- クリスマス会

冬

1・2・3月

- お正月の集い
- 節分
- ひなまつり
- お別れお楽しみ会

定例行事（毎月実施）

●お誕生日会

●身体測定

●防災・避難訓練

※上記の行事予定はあくまで目安です。在園児の様子、月齢、年度により異なります。

年度初めの行事計画のご案内、毎月の園のおたより等で事前にご案内いたします。

### (3) 園と家庭の連絡

#### かけはしポータルの使用について

かけはしポータルは、お子さまの様子を保育園と保護者様でやり取りを行うための連絡帳機能をはじめ登園日の予約や、園からのお知らせ連絡についてもかけはしポータル内から確認が可能となります。その他の機能につきましては、かけはしポータルにログイン後ご確認ください。



#### 【お知らせ】

- ・ 行事やお知らせしたいことなど、必要に応じてかけはしポータルのお知らせ欄より配信をいたします。  
各文書によく目を通して、園からの連絡事項をご確認の上、必要なものを期日までにご提出ください。

#### 【連絡帳】

- ・ ご家庭と保育園とのやり取りに使用いたします。  
お子さまの健康状態や日々の成長について、情報を提供するための大切なものです。お子さまの園での様子をお伝えしますので、毎日必ず入力をしてください。ご家庭での様子や相談などをご入力ください。

#### 【登園予約と登降園】

- ① ご利用日の予約は、かけはしポータルの『登園予約』より行ってください。  
登園時・降園時には、園にある iPad を使用して打刻をお願いいたします。
  - ・ 月極保育・一時保育（二重保育含む）の利用にかかわらず、次月の利用予定日（登園・降園時間予定）を、かけはしポータルの入力締切日（毎月15日）までにご入力ください。ご入力いただいたご予約を基に保育スタッフのシフトを作成し、予約人数分の給食・おやつ等の対応等を行います。急な変更の場合は対応が出来かねる場合がございますのでご了承ください。
  - ・ かけはしポータル登園予約の締切日後は入力での変更等は出来ません。利用予定日の予約・変更等につきまして、お電話または送迎時に承ります。分かった時点で早めにお伝えをお願いいたします。
- ② 送迎の際は、保育スタッフに必ずお声掛けください。  
（迎えに来ていただく方は、かけはしポータルに写真登録をされている成人の方に限ります。）

#### <登園>

- ・ 開園時間以降から、お子さまをお預かりいたします。  
勤務状況に合わせての預かり対応を行いますが、調整が可能でしたら、毎日の生活リズムを考慮し、9:00 頃までに登園をしていただくことが望ましいです。
- ・ 給食の都合もありますので、欠席・遅刻・早退等の場合、分かった時点でご連絡をお願いいたします。

#### <降園>

- ・ お迎えの方やお迎え時間に変更になる場合、必ず事前にご連絡ください。  
写真登録をされている方がお越しになられましても、事前にお迎えの変更連絡がない場合は、お子さまをお渡しできかねます。尚、写真登録がない方がお迎えにお越しいただく場合、その方の情報を必ずお伝え願います。確認困難時はお子さまをお渡しできかねることもございます。合わせてご了承ください。降園時間までにお迎えをお願いいたします。

- ③ 一度降園した後に、その日のうちに再度登園することはご遠慮ください。  
（ご家庭の用事で預けることは NG、仕事による場合は園にご相談ください）



## 【その他】

- ・朝出かけるときに何か変わった様子がある時は、登園時に口頭等で保育者へお知らせください。  
(気分が悪い・朝食をとらない・機嫌が悪く登園をしぼる・風邪気味など)
- ・お子さまに関する園への連絡、保育についてのご相談・疑問に思うことへの問い合わせやご要望など、随時承ります。お気軽にお伝えください。

## (4) 給食及びおやつ

### 1. 提供方針

食事はすべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して摂取でき、丈夫な身体作りに努める給食提供を目指しております。手作りの季節に合った旬のもの提供します。

### 2. 提供方法

保育園の調理施設にて調理、搬入、提供します。



### 3. 献立

保護者の方には、前月末日ごろに翌月の献立表（食材や栄養分などを掲載）をお配りします。

### 4. 衛生管理等

- ・管轄保健所に給食開始届等を提出し、開設前および定期的に保健所による衛生指導を受けます。
  - ・水道水の確認（色・濁り・臭い・異物）を、1日2回（朝・夕）実施しています。
  - ・調理員、保育スタッフとも毎月検便を行います。（採用時は検便検査結果後に採用日確定とする）
- ※調理員が、嘔吐・下痢等の自覚症状がある場合には、「会社指定のノロウイルス用細菌検査」キットを使用し、早急に細菌検査を行う。細菌検査で陰性である事が証明されるまで自宅療養とする。
- ・そのほか、日々、毎月のチェックリストにより衛生管理を実施しています。

### 5. アレルギー等への対応

- ・食物アレルギーをお持ちのお子さまについては、基本「アレルゲン除去食」にて対応させていただきます。その際、医師記載の「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をご提出ください。
  - ・キッズコーポレーションでは、1年毎の再評価（医療機関の受診）をお願いしております。  
受診後は、アレルギーの耐性の推移・経過報告、「保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」のご提出をお願いします。「アレルゲン除去食」は、必ず医師の指示に従いましょう。
- ※アレルギーの程度や除去食物の種類によっては、給食対応が難しいこともあります。  
その場合はお弁当持参をお願いすることもあります。ご了承ください。
- ※自治体が6か月毎の再評価（医療機関の受診）を推奨する場合、または、保護者様のご都合により、受診困難な場合などがありましたら、園にご相談ください。

## (5) 変更があった場合

---

引っ越し、就労時間変更、部署、職業等、ご家庭の状況に変更がある場合、早めに園までお知らせください。  
また、入園時にご入力いただいた内容と異なる場合は分かった時点でお伝えをお願いいたします。

## (6) 利用の終了・退園・休園

---

1. 利用の終了について（以下の場合には、保育・教育の提供を終了）
  - ・6歳の誕生日を過ぎて3月31日となったとき（3月31日が最終登園日）
  - ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
  - ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
2. 退園について
  - ・諸事情等により退園する場合は、「退園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
  - ・退園される場合は、遅くとも退園する前月の末日までに退園届のご提出をお願いいたします。
3. 休園について
  - ・諸事情等により1ヶ月以上休園される場合は、「休園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
  - ・休園される場合は、遅くとも休園する月の前月の末日までにご提出をお願いいたします。
  - ・長期にわたる休園につきましては、「保育が必要ない」と判断させていただく場合もございますので、ご了承ください。

## (7) 慣らし保育

---

入園当初から長時間の保育は、お子さまにとって大きな負担になります。お子さまの状態を見ながら、保護者の方と相談の上、一日でも早く園に慣れるため徐々に保育時間を延長する「慣らし保育」を行いますのでご協力をお願いいたします。おおよそ1週間を目途にしておりますが、お子さまによっては、2週間～1か月程度かかる場合があります。

## 9. 健康と安全

### (1) 園での病気や怪我の対応

---

＜怪我・打撲や捻挫など経過観察が必要な場合＞

- ・園で応急処置をします。
- ・その時は異常がなくても、後から腫れや痛みがでることがあります。帰宅後も経過を見てください。容態が変わった場合には病院で受診した後、園に連絡をお願いいたします。

＜医師の治療を必要とする怪我をした場合＞

- ・医師の治療が必要だと判断した時点で、保護者に連絡します。
- ・保護者の方に付き添っていただき、かかりつけの医療機関で受診します。連絡の取れない場合は、園近隣の医療機関で受診します。
- ・緊急を要すると判断した場合は、すぐに園近隣の医療機関で処置していただき、受診中または受診後に保護者に連絡することがあります。あらかじめご了承ください。

＜緊急時の対応＞

- ・万が一、利用時間内に保育スタッフの過失により園児に怪我等が生じた場合には、加入する保険の範囲内で賠償することとします。
- ・園児が急病や事故などの非常時には応急処置をすること、必要な処置を受けるために病院等の医療機関へ移送をすることとします。ただし、持病があるなど保護者から特別に指示を受けている場合は、指示内容に沿って対応させていただきます。

＜体調不良児の対応＞

当該保育施設の利用園児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、一時的に体調不良児室にてお預かりいたします。保育施設等における緊急的な対応とさせていただきますので、一度連絡させていただき、お迎えの有無の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### (2) 持病に関して

---

- ・持病がある方は、かけはしポータル登録時に「持病」の欄より詳細をご入力ください。  
尚必要に応じて診断書をご提出ください。

- (1) 提供いただいた持病の情報を利用し傷病の判断及び対応を行います。
- (2) 園児に何らかの症状等が発現した場合、原則として、保護者様にご連絡をし、ご対応を依頼する。  
または医療機関への搬送、もしくは医療機関の受診という対応のみを行います。
- (3) 保育士は医療の専門家ではありませんので、保育園内において医療行為あるいは、これに類する行為は実施できません。また、提供された情報以外の対応は困難です。
- (4) 本件業務に起因するものとは認められない傷病に関しては、賠償の責任を負担するものではありません。  
感染症の発生等についても同様です。
- (5) 保育士の過失により利用時間内に園児に傷病等が発生した場合、弊社加入の保険の範囲内で損害を賠償いたします。
- (6) 提供いただいた持病の情報については、株式会社キッズコーポレーションにおける個人情報の扱いに従い原則として、お子さまの救急対応の目的外には使用されません。

### (3) 感染症

お子さまが感染症に罹患された場合、下記の必要書類を再登園時にご提出ください。

- 様式1 「登園届（保護者記入用）」
- 様式2 「登園届」（インフルエンザ用）
- 様式3 「登園届」（新型コロナウイルス感染症用）
- 様式4 「医師の意見書（医師記入用）」

- ・学校保健安全法で定められた（保育所において予防すべき）感染症にかかっている、かかっている疑いがある等の場合は、感染拡大を防ぐため、また、余病の併発防止のため、「感染と登園に関して」様式5の登園の目安期間、医師による登園許可が出るまで登園をお控えください。
- ・様式の詳細は下表をご覧ください。

| 様式                         | 提出方法                                                                                | 該当する感染症について                                                |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 様式1<br>様式2<br>様式3<br>「登園届」 | 医師の指示のもと、保護者の方が記入した<br>様式1「登園届」、様式2「登園届」（インフルエンザ用）、様式3「登園届」（新型コロナウイルス感染症用）をご提出ください。 | 末尾添付の様式1 様式2 様式3「登園届」あるいは様式4「医師の意見書」に記載されている感染症一覧をご確認ください。 |
| 様式4<br>「医師の意見書」            | かかりつけの医師にご記入いただいた<br>様式4「医師の意見書」をご提出ください。<br>（病院の様式でも可）                             |                                                            |

### (4) 与薬について

保育園での与薬（投薬）のルールは下記の通りとなります。

与薬がある場合は下記注意事項を確認のうえ、別ページ様式6「与薬依頼票」をご提出ください。

与薬依頼票は『かけはしポータル』からもダウンロード可能となっております。

- ① 保育園では与薬を行わないことが原則です。例外的に与薬を行うのは、医師が保育時間内に与薬が必要と判断した場合に限ります。受診の際、医師に保育園に通っている旨を伝え、1日2回（朝・夕）の投薬に調整していただくようお願いします。
- ② 園でお預かり、与薬する薬は医師処方のものに限ります。市販の薬はお預かりできません。
- ③ 与薬を依頼する場合は、事前に電話等で園に連絡し、お子さまのお名前、どんな薬か（薬品名、効用）いつ与薬が必要かを必ずお伝えください。連絡なしの突然の薬のお預けは、誤薬を招く恐れがありますので堅くお断りします。
- ④ 薬を持参する前に、「与薬依頼票（『かけはしポータル』よりダウンロード可）」をご家庭で漏れなく記入してください。1回の分量、いつどのような時に与薬するのか、保管場所、注意事項等を明確に記載願います。預ける当日に保育園で記入することは厳禁です。必ずご家庭でしっかり記入してください。  
なお、与薬依頼票は、1回の処方で1枚の提出、有効となります  
（例：5日分お薬が処方されたら、5日分で1枚の与薬依頼票の提出となります）。
- ⑤ 薬は1日分のみをお預けください（塗り薬はケースやチューブごとで構いません）。
- ⑥ 薬の容器や袋には、お子さまの氏名（フルネーム）を記入してください。
- ⑦ 薬を預ける際には、「①与薬依頼票」「②薬」「③薬の説明書」の3点を持参し、薬を園スタッフにしっかり見せて、注意点等は口頭でもお伝えください。
- ⑧ 保育園では降園後の薬の保管は行いません。お迎え時に余った薬をお持ち帰りください。

- 注1) 座薬は、慢性疾患のお子さまで、医師が園での座薬対応が必要と判断した場合に限り、園での与薬に対応します。
- 注2) 抗ヒスタミン剤、エビペン、吸入は基本的に園では対応いたしません。どうしても必要な場合は園スタッフにご相談ください。
- 注3) 発作時や症状がひどい時のみに飲む強めの薬（頓服）は、園スタッフでは与薬の判断ができないため、与薬対応いたしません。
- 注4) 気管支拡張剤（ホクナリンテープ等）を貼って登園する際は、与薬依頼票の提出は不要です。かけはしポータルの連絡帳に貼った旨、貼った箇所を入力してください。園でのテープ張替えを依頼する場合は、与薬依頼票の提出が必要です。
- 注5) 日焼け止め、虫除けスプレー（クリーム）、虫刺され薬（ベビームヒ等）は、基本的に保育園での塗布は行いません。家庭で塗布してから登園、または園の外で塗布してから登園してください。（園で塗布対応する場合は、別途ご案内いたします）

## (5) 嘔吐・下痢

---

- ・嘔吐・下痢の症状がみられた場合には、お迎えをお願いいたしますのでご了承ください。
- ・症状が回復し、普段通りの生活（食事・排泄・機嫌）が送れるようになってから、登園をさせるようにしてください。回復前の登園は状態の悪化、病気を長引かせてしまうことになります。また、集団生活のため、集団感染の危険が伴います。
- ・下痢、嘔吐で汚れた衣服につきましては、感染症予防の観点からそのまま返却させていただきます。ご了承ください。

## (6) 体温と対応

---

### <朝の検温>

- ・登園前に検温し（健康状態確認のため）、かけはしポータルの連絡帳にご入力ください。
- ・お子さまの平熱＋1℃以上を発熱と考えますので、登園を控えていただき、かかりつけ医に受診、ご家庭で休養するようにしてください。
- ・登園時間より24時間以内に解熱剤を服用している場合はお預かりできませんのでご了承ください。

### <園での発熱の場合>

- ・平熱＋1℃以上の発熱症状、他の症状がみられた場合、感染症が疑われますので、ご連絡を入れさせていただきます。お子さまの様子により、お迎えをお願いさせていただきます。

## (7) 予防接種

---

- ・予防接種を受けた後は副作用が起きる可能性もありますので、ご自宅でゆっくりと過ごせるようにご協力をお願いいたします。また、予防接種を受けた場合は、かけはしポータルの「けんこうてちょう」に入力をお願いします。

## (8) 健康診断

---

### ① 健康診断

- ・当園の嘱託医において年2回の健康診断を園で実施いたします。結果については、かけはしポータルの「けんこうてちょう」よりお知らせ致します。
- ※健康診断時に欠席された場合につきましては、園からお伝えをさせていただきます。
- ・健康診断結果（母子手帳でも可）のコピーを年2回必ずご提出ください。

### ② 歯科検診

- ・当園の嘱託歯科医において、年1回の歯科検診を実施いたします。
- 結果について、かけはしポータルの「けんこうてちょう」よりお知らせ致します。
- ※歯科検診時に欠席された場合につきましては、園からお伝えをさせていただきます。

### ③ 身体測定

- ・身長・体重の測定を毎月行います。結果については、かけはしポータルの「けんこうてちょう」よりお知らせ致します。



## (9) 非常災害時の対策

避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令された時は、状況により、電話・メール・かけはしポータルの緊急連絡機能などを活用し連絡します。

### 【登園前】

- 避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令された時は、無理に登園することなく、一番の安全対策をお取りください。

### 【登園後】

- 避難情報【警戒レベル3 高齢者等避難】が発令された時は、迎えが来るまで安全に注意し、保育をいたします。

|          |                  |
|----------|------------------|
| 緊急避難場所   | グッドエイジクラブ宇都宮 駐車場 |
| 指定緊急避難場所 | 細谷小学校            |
| 広域避難場所   | 栃木県福祉プラザ         |

|                    |                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------|
| 消防計画作成<br>(変更)届け出書 | 作成・届出予定                                          |
| 避難・不審者対応訓練         | 火災及び地震を想定した防災・避難訓練(月1回)<br>不審者対応訓練(年2回)を実施いたします。 |
| 防災設備               | 自動火災報知設備・煙感知器・誘導灯・非常警報設備・消火器                     |

|     |                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 消防署 | 管轄消防署：西消防署宝木分署<br>【所在地】〒320-0073 栃木県宇都宮市細谷 1丁目7-40<br>【TEL】028-622-1850 |
| 警察署 | 管轄警察署：宇都宮中央警察署<br>【所在地】〒320-0055 栃木県宇都宮市下戸祭 1-1-6<br>【TEL】028-622-1850  |

## (10) 虐待の対応

当園は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 管轄児童相談所 | 中央児童相談所                  |
| 住 所     | 〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町 4-1 |
| 電話番号    | 028-665-7830             |

## (11) 賠償責任保険の加入

当園では、以下の賠償責任保険に加入しております。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 加入保険  | 一般社団法人日本こども育成協議会        |
| 保険会社  | 損害保険ジャパン株式会社            |
| 保険の種類 | 保育所経営者賠償補償、園児のための傷害事故補償 |

### ■保育所経営者賠償補償

保育所の施設・設備の欠陥または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物の事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償。

| 身体障害 財物損壊<br>(施設・昇降機) 支払限度額 | 身体障害 財物損壊<br>(生産物) 支払限度額 | 総支払限度額                  | 自己負担額               |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------|
| 2億円<br>(1名/1事故)             | 2億円<br>(期間中)             | 2億円<br>(お支払する保険金の最高限度額) | 1千円<br>(1名/1事故/期間中) |

### ■園児のための傷害事故補償

園児の保育所管理下の急激、偶然、外来の事故によるケガを補償。

| 死亡・後遺障害保険金額 | 入院保険金額 | 通院保険金額 |
|-------------|--------|--------|
| 100万円       | 1,500円 | 1,000円 |

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 加入保険 | 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度 |
|------|------------------------------|

### ■給付の対象となる災害の範囲と給付金額

| 災害の種類 | 災害の範囲                                                                                                                                         |                                   | 給付金額                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負傷    | その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの                                                                                                 |                                   | 医療費<br>・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される)<br>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額<br>・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病    | その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めているもの<br>・給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症<br>・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎<br>・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病 |                                   |                                                                                                                                                                    |
| 障害    | 園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により1級から14級に区分される)                                                                                              |                                   | 障害見舞金 4,000万円～88万円<br>(通園中の災害の場合 2,000万円～44万円)                                                                                                                     |
| 死亡    | 園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡                                                                                                        |                                   | 死亡見舞金 3,000万円(通園中の場合 1,500万円)                                                                                                                                      |
|       | 突然死                                                                                                                                           | 運動などの行為に起因する突然死(園の管理下において発生したもの)  | 死亡見舞金 3,000万円(通園中の場合 1,500万円)                                                                                                                                      |
|       |                                                                                                                                               | 運動などの行為と関連のない突然死(園の管理下において発生したもの) | 死亡見舞金 1,500万円(通園中の場合も同額)                                                                                                                                           |

## (12) 個人情報

---

- 当園の運営事業者および従事するすべての職員は、保育を提供するうえで知り得た園児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が園児および保護者の個人情報の提供を行うことを、保護者との契約書『個人情報取得同意書』を交わすことによって、保護者は同意することといたします。
- 施設運営内容の向上を目的とした運営委員会等の会議体に対し、事業者が園児および保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度文書で保護者の同意を得るものとします。
- 行事や保育中の様子を撮影した写真・動画等（保護者や園児の関係者等が撮影したもの、保育園が撮影・配信したもの等）は、個人による観賞のみを利用目的とし、SNS（インスタグラム等のソーシャルネットワークサービス）、ブログ、You Tube、ホームページ、チラシ、ポスター、その他不特定多数の人物に公開する媒体への利用掲載を固く禁止します。保護者自身のお子さま以外の人物（園児や保護者等）が映っている写真・動画等を許可なく掲載した場合、大きなトラブルの原因になりますので十分ご注意ください。また媒体への掲載のみならず、他者に見せる、共有するといった行為も禁止です。併せてご注意ください。



## 10. 料金

### (1) 保育料

- ・月の途中での入退所の場合は、保育料金は日割り計算となります。ただし、月16日以上保育の場合は月極の料金になります。
- ・延長保育料金は30分単位となります。1分～29分単位の清算はできません。
- ・18:31を過ぎた時点で、自動的に延長保育料を徴収させていただきます。
- ・延長保育の発生の有無にかかわらず、予定の送迎時間に変更になる場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

#### 【月極保育料】

|       |      | 従業員・連携企業枠                                                                                         | 地域枠                                                                                               |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本保育料 | 料金   | 0歳児…15,000円/月<br>1歳児…15,000円/月<br>2歳児…15,000円/月<br>3歳児…0円/月<br>4,5歳児…0円/月<br><br>延長保育<br>200円/30分 | 0歳児…35,900円/月<br>1歳児…35,700円/月<br>2歳児…35,500円/月<br>3歳児…0円/月<br>4,5歳児…0円/月<br><br>延長保育<br>200円/30分 |
|       | 対象時間 | 月～日曜日<br>7:30～18:30<br>(延長保育 18:30～20:30)                                                         |                                                                                                   |

※【0～2歳児】基本保育料に給食費とおやつ代、ミルク代が含まれています。

【0～2歳児で住民税非課税世帯・3～5歳児】給食費として別途5,000円/月を徴収いたします。  
保育料は無償化対象となります。

#### 【一時預かり保育料】

- 「月極保育のお子さま」のお預かりを優先に考え、定員の枠が空いている場合は一時保育のお子さまもお預かりします。
- 「月極保育」でお預けしていない方も「一時保育」のお預かりをご利用いただけます。  
「一時保育」のお預かりはご家庭の諸事情により、お子さまを見られる方が不在になる時など、単発でお預かりするシステムです。

| 一時保育 |                               |                            |
|------|-------------------------------|----------------------------|
| 区分   | 基本時間<br>(7:30～18:30)          | 延長保育<br>(延長保育 18:30～20:30) |
| 保育料  | 従業員枠 2,500円/日<br>地域枠 3,000円/日 | 200円/30分                   |

- 直前のご利用のご予約の場合はお預かり出来かねることがございます。ご了承ください。
- 送り迎えの時間が遅れる場合や早まる場合、お迎えの方が変更になる場合は、事前にご連絡下さい。

※発熱や怪我等でお子さまの事で何かございましたらご連絡させていただきます。勤務中により、連絡が取れない場合は、勤務先の直通の電話番号にご連絡させていただきます。  
保育スタッフや事務員に直通の電話番号をお伝えいただきますようお願いいたします。

## (2) 食事及びおやつ代 (税込)

|               | 区 分     | 給 食・お や つ | 補 食      |
|---------------|---------|-----------|----------|
| 料金<br>(10%税込) | 0 歳児    | 0 円/月     | 100 円/回数 |
|               | 1～2 歳児  | 0 円/月     | 100 円/回数 |
|               | 3 歳児以上  | 5,000 円/月 | 100 円/回数 |
|               | 一時預かり保育 | 保育料に含める   | 100 円/回数 |

※消費税の変動により、料金が変わりますことをご了承ください。  
※補食は予約制となります。

## (3) 実費徴収 (10%税込) 任意購入

| No. | 品 名   | 金 額                      | 備 考                                                           |
|-----|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1   | 自由画帳  | 363 円                    | 1 歳児以上、都度購入                                                   |
| 2   | 園児用帽子 | 乳児用 1,100 円<br>幼児用 880 円 | 入園時等 (希望購入)<br>乳児用 (0～1 歳児) 48～52 cm<br>幼児用 (2 歳児以上) 53～56 cm |

## (4) 支払い方法

保育料金、その他料金等につきましては、社会福祉法人正恵会の支払い方法になります。

毎月 1 日に集金袋をお渡ししますので、現金にて 15 日までにお支払いください。  
集金後、領収書をお渡しします。  
保育料金は翌月分の前払いとさせていただきます、日額の延長保育料は後払いとなります。  
必ず手渡しで保育者へお渡しください。その場で確認させていただきます。

例) 10 月 15 日に集金する料金内訳  
→11 月の基本料金



## (5) オムツのサブスク「おむつん」

当園はオムツ・おしり拭きを月額定額制（税込 2,500 円）で使い放題となるサービス「おむつん」を導入しております。園への持ち物、準備が減らせるというメリットがございますので是非ご利用ください。詳しくは別途資料を配布いたしますので、そちらよりご確認ください。

- おむつんを利用する場合は保護者様ご自身で申し込みを行う必要があります。
- 月額 2,500 円（税込）で月初 1 日から月末日までオムツ・おしり拭きが使い放題となります。  
月の途中で入園する場合や解約を希望しても費用の日割りなどはございませんのでご注意ください。  
またご兄弟等を同時に申し込む場合もお子さまお一人ずつに料金が発生しますのでご注意ください。
- おむつんを利用したい場合は、利用開始したい月の前月 25 日までに申し込みをお願いします。  
（例：5 月からおむつんを利用したい→4 月 25 日までに申し込み）
- おむつんの解約を希望する場合は、利用を停止したい月の前月 25 日までに解約申請をお願いします。  
（例：3 月末で利用停止したい→2 月 25 日までに解約申請）

### ご利用のメリット



保育園におむつが届くので全て不要に！

## 11. 園生活の写真販売

園でのお子さまの様子（保育スタッフ撮影）の写真を閲覧・購入していただけるサービスをご用意しております。写真の公開期間中は、PC・スマートフォン・タブレットで 24 時間閲覧・購入することが可能です。またプリントされた写真だけでなく、PC やスマートフォンなどにダウンロードできる「写真データ」の購入も可能です。プリントされた写真をご注文の場合、購入から納品まで約一週間程度かかりますのでご了承ください。詳しくはサービスのご案内に関する資料を別途配布いたしますので、そちらよりご確認ください。



## 12. 持ち物

### 登園の際にご持参いただくもの

- ・全ての持ち物の見えやすい場所に見える大きさに記名（フルネーム）してください。  
（バッグや靴など大きなものにも見えやすい場所に必ず記名）  
氏名が消えかけてきた場合は必ずご対応ください。
  - ・当日の登園の際、必要なものをバッグに入れてご持参ください。
- ※お薬をご持参いただいた場合、職員に必ず手渡ししてください。



### ＜月極保育のお子さま＞

|                                 | 品 名                                   | 0 歳児 | 1～2 歳児 | 3 歳児～ | 持ち物の使用用途・目的・保護者様へのお願い                                                             |
|---------------------------------|---------------------------------------|------|--------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 毎<br>日                          | 持ち手付きビニール袋／2～3 袋                      | ●    | ●      | ●     | 汚物や着替え用に使います。                                                                     |
|                                 | 食事用エプロン／3 枚                           | ●    | ●      | －     | 午前・午後のおやつ用 2 枚と食事用 1 枚                                                            |
|                                 | スタイ／2～3 枚                             | ●    | ●      | －     | 必要に応じてご持参ください。                                                                    |
|                                 | 歯みがきセット<br>（歯ブラシ・うがい用コップ）             | －    | －      | ●     | お子さまに合わせて開始いたします。歯ブラシ・うがい用コップを巾着袋に入れてご持参ください。歯ブラシは、定期的に新しいものに交換してください。            |
| 園<br>に<br>常<br>備<br>す<br>る<br>物 | 着替え（上下）／2 組以上<br>下着／2 組以上<br>靴下／1～2 組 | ●    | ●      | ●     | 1 歳以上のお子さまは着脱の練習を促すためつなぎの服はお控ください。季節にあったものを、園に常備し、 <b>使用した分だけを毎日持参して補充してください。</b> |
|                                 | 紙オムツ／7～8 枚                            | ●    | ●      | －     | 紙オムツ 1 枚ずつに見える大きさに記名してください。<br>必要に応じてご持参ください。                                     |
|                                 | おしり拭き／1 個                             | ●    | ●      | ●     | なくなりそうになりましたら、お声掛けいたしますのでご持参ください。                                                 |
|                                 | マグマグ／1 個                              | ●    | －      | －     | 食事用コップの代用。必要の場合は毎日ご持参ください。                                                        |

※玩具等の私物の持参は破損・紛失の可能性があるのでお断りしておりますのでご了承ください。

### ＜一時保育のお子さま＞

|                                                     | 品 名                                 | 0 歳児 | 1～2 歳児 | 3 歳児～ | 持ち物の使用用途・目的・保護者様へのお願い                                                  |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|------|--------|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 登<br>園<br>に<br>必<br>要<br>な<br>方<br>の<br>み<br>持<br>参 | 着替え（上下）／1～2 組<br>下着／1～2 組<br>靴下／1 組 | ●    | ●      | ●     | 1 歳以上のお子さまは着脱の練習を促すためつなぎの服はお控えて、季節にあったものを持参してください。                     |
|                                                     | 持ち手付きビニール袋／2～3 袋                    | ●    | ●      | ●     | 汚物や着替え用に使います。                                                          |
|                                                     | 食事用エプロン／3 枚                         | ●    | ●      | －     | 午前・午後のおやつ用 2 枚と食事用 1 枚                                                 |
|                                                     | スタイ／2～3 枚                           | ●    | ●      | －     | 必要に応じてご持参ください。                                                         |
|                                                     | 歯みがきセット<br>（歯ブラシ・うがい用コップ）           | －    | －      | ●     | お子さまに合わせて開始いたします。歯ブラシ・うがい用コップを巾着袋に入れてご持参ください。歯ブラシは、定期的に新しいものに交換してください。 |
|                                                     | 紙オムツ／必要数                            | ●    | ●      | －     | 紙オムツ 1 枚ずつに見える大きさに記名してください。                                            |
|                                                     | おしり拭き／1 個                           | ●    | ●      | ●     |                                                                        |
|                                                     | 靴（戸外遊び用）／1 足                        | ●    | ●      | ●     | 靴を履いて登園する場合は不要です。                                                      |
|                                                     | マグマグ／1 個                            | ●    | －      | －     | お子さまに合わせて、ご持参ください。                                                     |

※玩具等の私物の持参は破損・紛失の可能性があるのでお断りしておりますのでご了承ください。

## 13. 服装

お子さまが活動しやすい服装で登園してくださるようご協力をお願いいたします。

ご家庭でご着用のものでご用意いただいても良いのですが、新たに揃える場合は以下を参考にお選びください。

### ① 活動しやすいもの

- ・伸縮性のある（動きやすい）服がよいでしょう。
- ・飾りのボタンやひも、フードのついていないシンプルな形が安全です。
- ・すり落ちたりせず股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中が出ないように丈の長いものがよいでしょう。
- ・すそが長すぎるズボンは動きにくく危険です。

### ② 着脱を習慣づけるために

- ・ズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。
- ・前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるものがよいでしょう。
- ・前開きの衣類はボタンが大きめのものが着やすいようです。
- ・靴は、かかとを持って履ける運動靴をおすすめします。園外遊びや散歩をたくさんしますので、足に合った靴をお選びください。

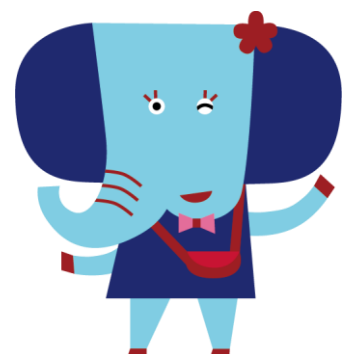
### ③ 安全で洗濯しやすいもの

- ・シャツは汗や汚れを吸収し、通気性の良い綿素材がよいでしょう。毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に、乳児は肌への刺激を考え、化繊の下着は避けましょう。
- ・スタイは、使用しやすいものをご用意ください。

### ④ オムツについて

- ・ご家庭でご使用になられている紙オムツ（紙パンツ）等をお持ちください。
- ・紙オムツ（紙パンツ）1枚ずつに見える大きさに記名をしてください。
- ・園で使用した紙オムツは園で処分します。
- ・紙オムツが不足した場合には、園にある紙オムツ（紙パンツ）を使用いたします。使用した分は、後日に返却をお願いいたします。
- ・「おしり拭き」は各自ご用意ください。

※おむつんを利用の場合はオムツ及びおしり拭きの持参は不要です。



## 14. 苦情申出窓口

当園は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。  
ご不満、ご指摘、ご要望などございましたら下記まで何なりとご相談ください。

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| お客様相談窓口 | キッズコーポレーション 総務課                      |
| 連絡先     | 0120-080-710（フリーダイヤル）                |
| 受付時間    | 9:00～18:00（平日）                       |
| 苦情受付担当者 | 保育士 田村 麻耶                            |
| 苦情解決責任者 | 園 長 金子 くるみ                           |
| 第三者委員   | 横堀法律事務所 弁護士 横堀太郎<br>電話： 028-622-4588 |

## 15. SIDS（乳幼児突然死症候群）

乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために、当園では以下のように気を付けます。

- うつぶせ寝は危険ですので、仰向け寝で対応させていただきます。  
（医師からうつぶせ寝をすすめられている場合を除きます）
- 保育室にひとりにしません。
- 保育者が睡眠時にも見守り、定期的に睡眠観察いたします。
- 枕は窒息防止の観点から禁止とさせていただきます。
- ベッドまわりには、ひも状の危険なものを置きません。
- 定期的な健康診断をもとに、お子さまの発達の様子を把握いたします。





# 保護者の皆さまへご協力をお願い

SIDSはご家庭での生活環境が大切です

SIDSから  
赤ちゃんと一緒に  
守りましょう



**SIDS (Sudden Infant Death Syndrome) = 乳幼児突然死症候群**とは

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。

日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定されています。

生後2ヵ月から6ヵ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。SIDSから赤ちゃんを守るため、以下のような育児習慣等に留意することで発症のリスクの低減が期待されています。



## 1 うつぶせ寝は避けてください

うつぶせ寝が、あおむけ寝に比べてSIDSの発症率が高いという研究結果がでています。医学上の理由で必要なとき以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。また、赤ちゃんをなるべく一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになります。

保育園ではあおむけ寝で入眠できるよう保育しています。

ご家庭でうつぶせ寝の習慣がある場合は、  
あおむけ寝にするようご協力をお願いいたします。



## 2 喫煙を避けてください

両親が喫煙する場合、両親が喫煙しない場合よりSIDSの発症率が高くなるというデータがあります。妊婦自身が禁煙することはもちろん、妊婦や乳児のそばでの喫煙も避けるよう、身近な人の協力が必要です。



## 3 母乳育児をおすすめします

母乳で育てられている乳児は、人工乳の乳児と比べてSIDSの発症率が低いと言われています。人工乳がSIDSを引き起こすわけではなく、また、様々な事情があり、すべての人が母乳で育てられるわけではありません。無理のない範囲での母乳育児をおすすめします。

 **Kids Corporation**



保護者記入用

## 登 園 届

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。  
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 登 園 届 (保護者記入欄)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                 |
| 園長 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 園児氏名 <input style="width: 150px;" type="text"/> |
| 病名【 <input style="width: 150px;" type="text"/> 】と診断され、令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日、<br>医療機関名【 <input style="width: 150px;" type="text"/> 】において症状も回復し、集団生活に支障がない状態と<br>判断されましたので登園いたします。 |                                                 |
| 保護者氏名: <input style="width: 150px;" type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

一人一人の子どもが一日快適に生活できるように、感染症の集団発症や流行を抑えるため、

下記の感染症については、登園の目安を参考にかかりつけ医の判断に従い、『登園届』のご提出をお願いいたします。

子どもの健康回復状態が、保育園(集団)生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

※感染力のある期間もご注意ください。

| 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届(保護者記入用)」が必要な感染症 |                                                          |                                    |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 病名                                    | 感染しやすい期間                                                 | 登園のめやす                             |
| 溶連菌感染症                                | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                                    | 抗菌薬服用後、24～48時間経過していること             |
| マイコプラズマ肺炎                             | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                                    | 発熱や激しい咳が治まっていること                   |
| 手足口病                                  | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                                     | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、<br>普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病)                           | 発しん出現前の1週間                                               | 全身状態が良いこと                          |
| ウイルス性胃腸炎<br>(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)          | 症状のある間と、症状消失後1週間<br>(量は減少していくが数週間ウイルスを排出している<br>ので注意が必要) | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること          |
| ヘルパンギーナ                               | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを<br>排出しているので注意が必要)                 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、<br>普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症                             | 呼吸器症状のある間                                                | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                |
| 带状疱疹                                  | 水疱を形成している間                                               | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること            |
| 突発性発しん                                | _____                                                    | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと                  |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている

## 登園届(インフルエンザ用)

園長 殿

園児名： ( 組)

インフルエンザのため欠席していましたが、回復したため登園いたします。

|               |                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| インフルエンザの型     | A 型 ( ) ・ B 型 ( ) ・ C 型 ( ) ・ 不 明                                 |
| 発症した日         | ※発熱、全身倦怠感(体のだるさ)、悪寒(寒気)などの症状が出た日となります。判断に迷う場合は医師に相談してください。<br>月 日 |
| 解熱した(熱が下がった)日 | 月 日                                                               |
| 登園を再開する日      | 月 日                                                               |

受診した医療機関名

令和 年 月 日

保護者名 (印)

## 【インフルエンザの出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行)

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31

※下記の出席停止日数の数え方を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

( 凡例：発症日：□ 、 解熱日：◇ 、出席停止の期間：\_\_\_\_\_ 、 登園可能な日：○ )

※出席停止日数の数え方例(発症・発熱した日を0日目として数えます。)

- ① 2/1発症→2/2解熱→発症後5日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9
- ② 2/1発症→2/3解熱→解熱後3日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9
- ③ 2/1発症→2/4解熱→解熱後3日経過→2/8から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9

## 登園届(新型コロナウイルス感染症用)

園長 殿

園児名： ( 組)

新型コロナウイルス感染症のため欠席していましたが、回復したため登園いたします。

|                              |                                                     |   |   |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|---|---|
| 発症した日<br>(無症状の場合は、<br>検体採取日) | ※発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出た日となります。<br>判断に迷う場合は医師に相談してください。 | 月 | 日 |
| 症状が軽快した日                     |                                                     | 月 | 日 |
| 登園を再開する日                     |                                                     | 月 | 日 |

受診した医療機関名

令和 年 月 日

保護者名 印

## 【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

(保育所における感染症対策ガイドライン 令和5年5月改訂)

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31

※下記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

( 凡例：発症日：□、症状軽快日：◇、出席停止の期間：\_\_\_\_、登園可能な日：○ )

※出席停止日数の数え方例(発症した日を0日目として数えます。)

- ① 2/1発症→2/2症状軽快→発症後5日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8
- ② 2/1発症→2/5症状軽快→発症後5日経過→2/7から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8
- ③ 2/1発症→2/6症状軽快→症状軽快後1日経過→2/8から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8

## 医師記入用

## 医師の意見書

登園の際には、下記の医師の意見書のご提出をお願いいたします。  
(なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

| 意 見 書 (医師記入欄)                            |                                            |
|------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 園長 殿                                     | 園児氏名                                       |
| 病 名:                                     | 記入日: 令和 年 月 日                              |
| 令和 年 月 日から                               | 医療機関:                                      |
| 症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので<br>登園可能と判断します。 | 医師氏名: <span style="float: right;">⑧</span> |

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

一人一人の子どもが一日 快適に生活できるように、感染症の集団発症や流行を抑えるため、

下記の感染症について『医師の意見書』のご提出をお願いいたします。

子どもの健康回復状態が、保育園(集団)生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

※感染力のある期間もご注意ください。

| 医師が記入した「医師の意見書」が必要な感染症          |                                |                                                                                                                                  |
|---------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病名                              | 感染しやすい期間                       | 登園のめやす                                                                                                                           |
| 麻疹(はしか)                         | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで            | 解熱後3日を経過していること                                                                                                                   |
| 風しん                             | 発しん出現の7日前から7日後くらい              | 発しんが消失していること                                                                                                                     |
| 水痘(みずぼうそう)                      | 発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで       | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること                                                                                                          |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること                                                                                  |
| 結 核                             | —————                          | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |
| 咽頭結膜熱(プール熱)                     | 発熱・充血等の症状が出現した数日間              | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること                                                                                                      |
| 流行性角結膜炎                         | 充血・目やに等の症状が出現した数日間             | 結膜炎の症状が消失していること                                                                                                                  |
| 百日咳                             | 抗菌薬を服用しない場合、<br>咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な<br>抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること                                                                                  |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O157・O26・O111等) | —————                          | 医師により感染のおそれがないと認められていること。<br>(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) |
| 急性出血性結膜炎                        | —————                          | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |
| 侵袭性髄膜炎菌感染症<br>(髄膜炎菌性髄膜炎)        | —————                          | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている

## 感染症と登園に関して

当園では、こども家庭庁作成の「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、出席停止期間の定められた感染症に罹患されたお子さまの登園をご遠慮いただいております。下記の感染症が認められた場合は、早めに園にご連絡ください。医師による登園許可が出るまでは登園をお控えください。なお、治愈後に登園する際には、当社規定の「医師の意見書（医師が記入）」または「登園届（医師の診断に従い保護者が記入）」のいずれかを提出してください。インフルエンザ・新型コロナウイルスにつきましては、「登園届（インフルエンザ用）」「登園届（新型コロナウイルス用）」をご使用ください。お子さまの健康回復および園内の感染防止のため、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

| 医師が記入した「医師の意見書」が必要な感染症      |                            |                                                                                                                                  |
|-----------------------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病名                          | 感染しやすい期間                   | 登園のめやす                                                                                                                           |
| 麻疹（はしか）                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで        | 解熱後3日を経過していること                                                                                                                   |
| 風しん                         | 発しん出現の7日前から7日後くらい          | 発しんが消失していること                                                                                                                     |
| 水痘（みずぼうそう）                  | 発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで   | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること                                                                                                          |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日            | 耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること                                                                                  |
| 結核                          | —————                      | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                 | 発熱・充血等の症状が出現した数日間          | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること                                                                                                      |
| 流行性角結膜炎                     | 充血・目やに等の症状が出現した数日間         | 結膜炎の症状が消失していること                                                                                                                  |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること                                                                                      |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等） | —————                      | 医師により感染のおそれがないと認められていること。<br>（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。） |
| 急性出血性結膜炎                    | —————                      | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）        | —————                      | 医師により感染の恐れがないと認められていること                                                                                                          |

| 医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届（保護者記入用）」が必要な感染症 |                                                 |                                                                        |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 病名                                    | 感染しやすい期間                                        | 登園のめやす                                                                 |
| インフルエンザ                               | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）            | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過すること                                          |
| 新型コロナウイルス感染症                          | 発症後5日間                                          | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること<br>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること |
| 溶連菌感染症                                | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                           | 抗菌薬服用後、24～48時間経過していること                                                 |
| マイコプラズマ肺炎                             | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                           | 発熱や激しい咳が治まっていること                                                       |
| 手足口病                                  | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間                            | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                                         |
| 伝染性紅斑（りんご病）                           | 発しん出現前の1週間                                      | 全身状態が良いこと                                                              |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）              | 症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているの注意が必要） | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること                                              |
| ヘルパンギーナ                               | 急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているの注意が必要）             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること                                         |
| RSウイルス感染症                             | 呼吸器症状のある間                                       | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと                                                    |
| 帯状疱疹                                  | 水疱を形成している間                                      | すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること                                                |
| 突発性発しん                                | —————                                           | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと                                                      |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている



## 与薬依頼票（保護者記載用）

保育園では、原則として薬はお預かりしておりません。医師の判断で、保育中の与薬が必要と認められた時、かつ医師が処方した薬に限らせていただいております。  
下記の内容をよくご理解の上、必要事項をすべてご記入いただき、保育園にご提出ください。

- ① この書面に記載の薬のみをお預かりします。その際、必ず薬または容器に氏名(フルネーム)を記入し、職員に手渡ししてください。
- ② 薬は1日分のみをお預けください（塗り薬の場合はケース、チューブごとで構いません）。保育園内での保管・管理については、職員に十分ご周知ください。  
薬の有効期間、保管状態に関しては、保護者様の責任でお願いします。
- ③ 万一、指示通りの与薬・塗布によりお子さまに何らかの症状や影響が出た場合、保育園では一切責任は負いません。
- ④ 吸入対応は行っておりません。気管支拡張剤、座薬は慢性疾患に限り対応いたします。  
気管支拡張剤を貼って登園する場合は、当与薬依頼票の提出は必要ございません。保育園で貼り替える必要がある場合は、貼付する場所を体の図に記入（○印）してお知らせください。尚、気管支拡張剤1枚ずつにも必ず記名をしていただき誤飲防止のためのご協力をお願いいたします。

## ＜与薬承諾書＞

（保護者名）\_\_\_\_\_ は、（お子さま名）\_\_\_\_\_ の薬を

保育園に預けるにあたり、上記の内容にすべて同意し、保育者による投薬・塗布を依頼します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（署名）\_\_\_\_\_

※自署または記名捺印

## ◆ 預ける前のチェック項目

- ☐ 包装や容器にお子さまの名前は記入されていますか
- ☐ 医師が処方した薬品であり、医師や薬局による薬剤情報提供書(薬の説明)が同封されていますか
- ☐ 薬は1回分ずつ小分けにしていますか

| 与薬を指示された<br>医療機関名 |      |     |               | 病 名<br>(症 状) |      |     |  |
|-------------------|------|-----|---------------|--------------|------|-----|--|
| No.               | 種 類  | 数 量 | 薬 品 名         | 服用時間         | 保管場所 | 備 考 |  |
| 例                 | 粉薬   | 2   | アスピリン<br>ミヤBM | 昼食後          | 常温   |     |  |
| 1                 | 粉 薬  |     |               |              |      |     |  |
| 2                 | シロップ |     |               |              |      |     |  |
| 3                 | 塗り薬  |     |               |              |      |     |  |
| 4                 | その他  |     |               |              |      |     |  |

| 外用薬などの対応場所 |  | その他の注意事項                         |  |
|------------|--|----------------------------------|--|
|            |  | 薬の飲み合わせなど、特に注意する点がありましたらお書きください。 |  |

| 責 任 者 |   | 受 取 者 |   |
|-------|---|-------|---|
| 月     | 日 | 月     | 日 |
|       |   |       |   |

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 24 horizontal dotted lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.



社会福祉法人 正恵会